

報告第1号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年5月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

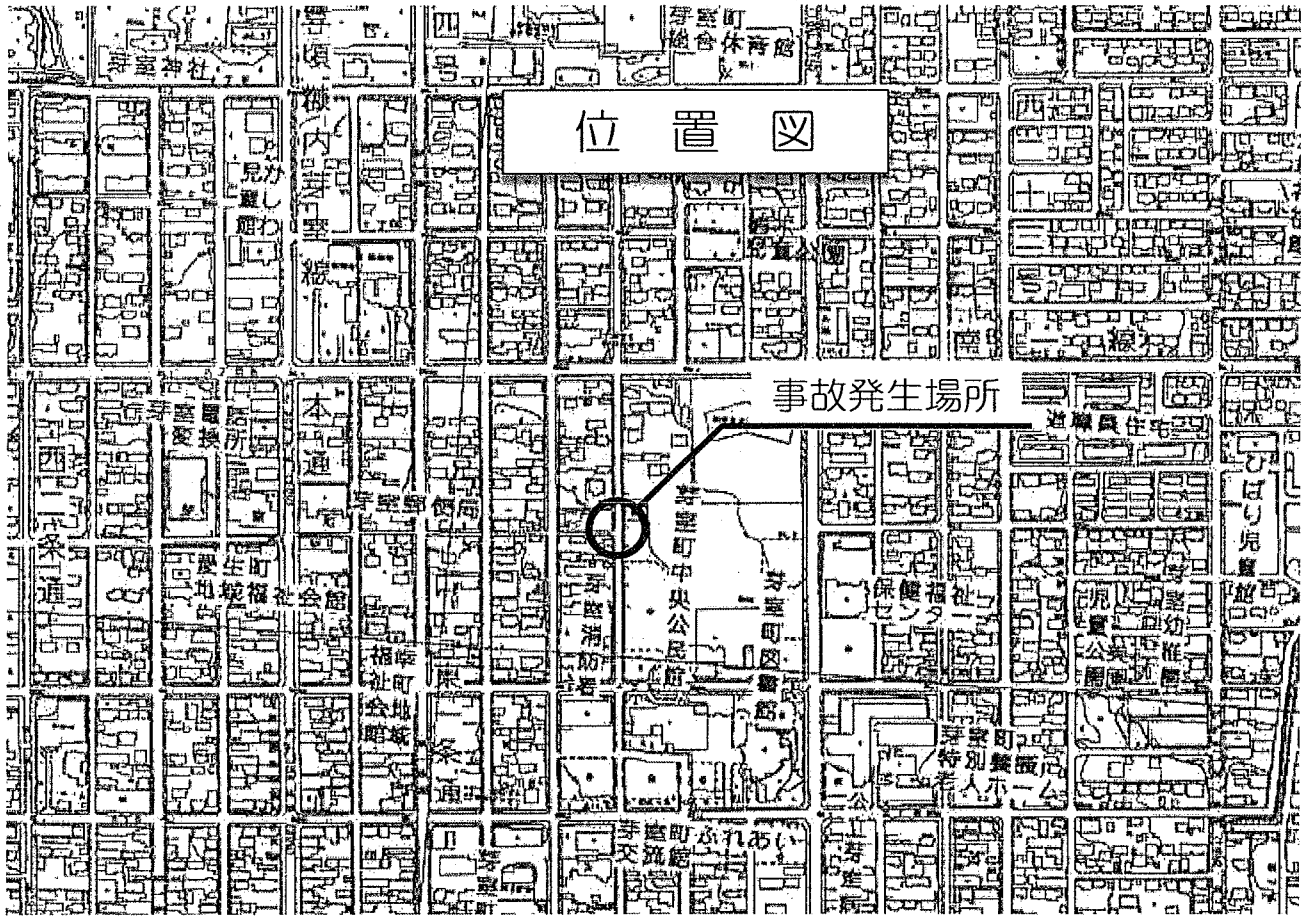
町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 109,123円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

平成29年3月31日 専決処分

説 明

平成29年2月10日午後1時50分頃、町道東三条西仲通の路面に堆積した雪を除去する路面整正を南から北に向かって作業中、自車小型ロータリーが路面残雪の投雪を一時中断した際、後方から走行してきた相手方の車両が自車を避けて走行してきたことの判断が遅れ、投雪作業を再開したことか  
ら、相手方車両に氷塊等が当たりフロントガラスを破損させたものであります。



事故発生状況図

